

教 育 委 員 会 会 議 録

(定 例 会)

令和6年12月26日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和6年12月26日(木)				
2	場	所	教育委員会室				
3	開	会	午後1時30分				
4	出席委員	教育長	委員	委員	委員	委員	委員
5	欠席委員	教育長職務代理者					
6	議場に出席した者	副教育長	管理部長	学校教育部長	生涯学習部長	学校教育部参事兼教職員人事課長	学校教育部参事兼生徒指導課長
			学校教育部参事兼教育研究所長	教育財務課長	学校施設整備課長	教職員給与課長	おいしい給食サポート課長
			文化財保護課長				
7	会議録署名委員	伊藤華英					

竹居秀子
石田有世
伊藤華英
小山和也
堀田香織
大谷幸男
栗原章浩
中村和哉
野津吉宏
佐野公子
寺内啓容
青木貴
津田顕吾
野口秀俊
田嶋真二
横澤一輝
小山敏明
小林昌彦

8 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。
本日の会議に、報告第14号「和解について」、報告第15号「さいたま市教職員の人事について」、報告第16号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」、その他「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の4件を追加提出いたします。
会議の公開については、報告第11号は議会に関する案件、報告第14号、第15号、第16号、議案第81号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第11号、第14号、第15号、第16号、議案第81号は非公開となります。

会議の順番ですが、報告第12号、第13号、議案第80号、第82号、「その他」、続いて非公開となる、報告第11号、第14号、第15号、第16号、議案第81号の順番で審議することいたします。

なお、報告第11号から第16号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので、御報告するものでございます。

報告第12号 令和6年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長 それでは報告第12号について、事務局から説明をお願いいたします。

教育財務課長 それでは、報告第12号「令和6年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」御説明します。資料の2ページをお願いします。

この報告の内容は、令和6年さいたま市議会12月定例会に追加提出した「さいたま市一般会計補正予算（教育費）」についてですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、臨時代理したものでございます。

次に9ページをお願いします。提案理由でございます。12月定例会に追加提出した、さいたま地方裁判所の判決に基づく賠償金の支払い、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の建設に要する継続費の設定、及び国の令和6年度補正予算を活用した、3学期の学校給食用食材の物価高に対する支援について、市長に申出するものです。

少し戻りまして、4ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算補正」でございます。

一番下の行のとおり、歳出合計は、1億1,244万1千円の増額補正となります。

内容を御説明します。11ページを御覧ください。

上段「1項 教育総務費」「事務局運営事業（教職員人事課）」の補正額502万6千円は、市立中学校における損害賠償請求訴訟事案において、相手方に賠償金を支払うものでございます。

次に、下段「2項 小学校費」「小学校新設校建設事業」の補正額2,180万円は、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の建設に要する経費について、令和6年度から令和9年度まで4年間の継続費を設定しますが、その令和6年度分でございます。

続いて、ページをおめくりいただきまして「7項 保健体育費」「学校給食管理運営事業」の補正額8,561万5千円は、国の令和6年度補正予算を活用し、質や量を保った給食を提供するため、3学期の学校給食用食材の物価高に対する支援を行うものでございます。

少し戻りまして5ページをお願いします。第2表「継続費補正」でございます。

先ほど「小学校新設校建設事業」で御説明申し上げましたが、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の建設に要する経費について、令和6年度から令和9年度まで4年間の継続費を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

小山委員

食料品の高騰が続いていますが、給食費の補正について、これまで赤字が出ていたものを補填するだとか、もしくは、価格を抑えるため

に質を落としていたものを元の水準に戻すようなイメージでしょうか。

おいしい給食サ
ポート課長

赤字ということはございません。小学校は1食あたり291円、中学校は356円となっており、日によって金額の違いはありますが、年間を通して見れば赤字にはなりません。現状でも必要な栄養価は満たしておりますが、栄養士から「果物をもっと出したかった」とか、「魚の切り身を10グラム削った」といった苦労の声がありました。11月に入って米が大きく値上がりし、このままではどうにもならない状況でしたが、国からの重点交付金を活用し、3学期分はより良いものを提供できるようにする、ということでございます。

竹居教育長

市独自に、保護者への補助を行っている点についても御説明をお願いします。

おいしい給食サ
ポート課長

令和6年4月に給食費の価格改定を行いました。小学校は260円から291円に、中学校は317円から356円になりましたが、差額分については、令和6年度当初予算において公費で負担をしております。総額で約6億円を、国の交付金ではなく、本市の一般財源から支出しているところでございます。

石田委員

11ページの賠償金について、訴訟の際、原告の請求額はもっと高かったですね。

教職員人事課長

請求額は921万2,423円でしたが、判決では482万4,930円となっております。遅延損害金20万511円と合わせて、502万5,441円でございます。

伊藤委員

継続費について、年度を追うごとに金額が上がっている理由を教えてください。

学校施設整備課
長

年度を追うごとに工事の量が増えているため、その内容を基に算出しているものでございます。

竹居教育長

継続費を設定している理由について、委員の皆様に御説明ください。

学校施設整備課
長

通常、自治体の予算は単年度が原則でございますが、新設校の建設に当たっては、1年、2年といった短期間では完了いたしません。今

回の武蔵浦和地区義務教育学校においては、令和6年度から令和9年度までの4年間を建設期間とし、継続費を設定して、一括で予算措置を行っているものでございます。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第13号 さいたま市文化財保存活用地域計画について

竹居教育長 続いて、報告第13号について、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長 報告13号「さいたま市文化財保存活用 地域計画について」御報告させていただきます。

このたび、12月20日に開催された文化庁文化審議会文化財分科会において答申され、同日付で文化庁長官の認定を受けたものです。政令市では静岡市と同時に9番目、埼玉県内では8番目の認定となります。

本計画の背景等について御説明いたします。

文化財を取り巻く環境が、人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化や価値観の多様化などにより大きく変化し、保存・活用・継承が厳しくなっています。現状として、地域の文化財を支える社会的基盤が弱体化している一方、観光振興や地域振興を目的とした文化財の活用が求められています。

国ではこうした状況を踏まえ、平成30年に文化財保護法を改正し、市町村における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を法に位置付けました。この計画の作成、推進によって、民間団体をはじめとした、多様な主体の参画を得ることなどにより幅広い文化財の積極的な保存等が期待されています。

文化庁において作成指針を策定し、埼玉県では「文化財保存活用大綱」を作成、こういった指針等に従い、本市においては、今後の保存等に関する取組の具体的な内容を記載した「さいたま市文化財保存活用 地域計画」を令和3年度から「策定協議会」を立ち上げますとともに、文化財保護審議会委員からの意見も参考としながら作成してまいりました。また、この間、市長部局と教育委員会連携のもと、庁内検討委員会及び作業部会を開催し、さらには、本年6月から7月にかけて、パブリックコメントを実施し広く意見をいただいたところでございます。併せて、文化庁、埼玉県の所管課とも協議を重ね、修正のうえ、11月に本計画の認定申請を行ってまいりました。

ここからは、概要版に沿って説明させていただきます。

1 ページの序章では、本計画の目的と位置付けについて記載しております。計画作成の背景や目的は前述したとおりです。

計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7か年とします。今年度につきましては、文化庁認定後の始動となります。次期計画については、総合振興計画に合わせての改定を予定しております。

2 ページを御覧ください。

計画の位置付けは、「さいたま市総合振興計画」、「さいたま市教育大綱」、「第2期さいたま市教育振興基本計画」を上位計画とし、文化財保護法に基づいたものとなります。

本計画の対象は、文化財保護法第2条に規定する、有形文化財、無形文化財など6類型に、文化財の保存技術と埋蔵文化財を含めた「文化財」と、次世代に継承すべきものとして、先述の文化財6類型と文化財の類型に当てはまらない芸術、交通、スポーツ、産業、伝説などの文化的所産を合わせて「歴史文化遺産」とし、それらを取り巻く周辺環境なども含め、歴史文化全てを幅広く対象としています。

計画の取組主体は、所有者、行政、専門家をはじめ、市民や地域の様々な団体など、まさに地域総ぐるみで取組んでまいります。

3 ページを御覧ください。

第1章では、自然・地理的環境、交通、産業といった社会的状況、原始から現代までの歴史的背景について著しています。

第2章では、現在の指定文化財528件、登録文化財15件、その他未指定の多くの歴史文化遺産があります。その中から真福寺貝塚など代表的なもの、特徴的なものを取り上げました。

4 ページを御覧ください。

第3章では、第1章、第2章を踏まえ、立地条件や自然環境のなかで、今日まで歴史を刻み文化を継承してきた本市の特性を7つに整理しました。テーマ等については、記載のとおりでございます。

第4章では、過去に埼玉県及び旧4市において行った歴史文化遺産の調査をまとめ、現況の把握を、第5章では、さいたま市民へのアンケート調査の結果をふまえ、本市が目指す将来像を掲げています。

「みんなで語り、つなごう　さいたまの宝」です。

5 ページを御覧ください。

将来像達成に向けては、歴史文化遺産を「さがす・いかす・たすけあう・まもる」の字頭の「さ・い・た・ま」を軸に、次世代へつなげていくことを基本方針としました。

第6章では、現状を踏まえて具体的なアクションプランを示しました。基本方針「さがす」「いかす」「たすけあう」「まもる」の4つの

課題に対して、方針を示し、それぞれに応じた具体的な取組を行ってまいります。

6 ページを御覧ください。

第7章では、歴史文化遺産の保存・活用を総合的かつ重点的に進めるため、本市の歴史文化の特性を踏まえ「文化財保存活用区域」と「関連文化財群」を設定しました。

「文化財保存活用区域」とは、歴史文化遺産が集積し、効率的な活用が可能な地域として、地域の魅力を引き出し、地域の意識を高め、地域全体で4つの基本方針に沿った取組を行います。歴史的、文化的経緯を鑑みて見沼、大宮、与野、浦和、岩槻の5地区を設定しました。

7 ページを御覧ください。

「関連文化財群」は、テーマに基づき、歴史的・文化的なまとまりとして、その価値を捉え、魅力や価値を高めていくために、4つのストーリーを設定しました。

8 ページを御覧ください。

第8章では、「歴史文化遺産の防災・防犯」とし、自然災害や火災、盗難等が発生した場合における対応や被害状況の確認等の連絡体制を整備していきます。

第9章では、「歴史文化遺産の保存・活用の推進体制」とし文化財保護課を中心に、経済、観光、まちづくり、文化、スポーツ、教育などを所管する関係部署と協力するとともに、大学や専門家などとも連携して、本計画に基づいた事業に取り組みます。

今後は本計画に沿って、地域総ぐるみで歴史文化遺産を保存・活用、継承してまいります。計画本編および概要版を印刷・製本を行い、来年3月の発行を予定しております。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 「さ・い・た・ま」の頭文字をとった基本方針は非常に良いと思います。これはどなたが考え、どのように決められたのでしょうか。

文化財保護課長 協議会が主体となって検討を行い、文化財保護課の職員を中心に考えたものでございます。

竹居教育長 協議会の構成員についても御説明ください。

文化財保護課長 青木義脩氏をはじめとした歴史的専門家、経済・観光団体や市民公募の方もおられます。

堀田委員 文化庁から認定を受けたとのことですが、これによって国から予算がもらえるといったことはありますか。

文化財保護課長 本計画の策定のための補助金がありました。また、今後、国からの補助金が活用できる制度もございます。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第80号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは再開いたします。議案第80号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 それでは、議案第80号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明させていただきます。

議案書は別冊2の1ページから4ページまでとなりますが、概要につきましては、資料5ページの「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の改正」で御説明をさせていただきます。

なお、6ページにつきましては、用語等の参考資料となります。

本議案は、さいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則を改正するものでございます。

1. 市人事委員会勧告でございますが、令和6年9月25日に市人事委員会より、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.50月分から4.60月分に引上げ、引上げた0.10月分は期末手当と勤勉手当にそれぞれ0.05月分ずつ均等に配分するよう勧告がなされました。

2. 令和6年12月定例会での議決でございますが、先の12月定例会において職員の給与条例が改正され、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が引上げとなりました。

3. 条例、規則、運用の関係と今回の改正でございますが、教職員給与条例においては、職員の給与条例を読み替えて準用しておりま

すので、職員の給与条例の改正により、教職員についても勤勉手当の支給月数が引上げとなります。規則では、前年度の人事評価結果に基づき決定される勤勉手当の成績率の上限を職員、教職員それぞれ定めております。今回の条例の改正に伴い、教職員の規則で規定している成績率の上限についても、0.05月分引上げるものでございます。

施行期日は、公布の日からとし、令和6年12月1日から適用するものでございます。

令和7年度の成績率の上限につきましては、令和6年12月期の引き上げ分を6月期と12月期に均等に配分することとされているため、施行期日は、令和7年4月1日としています。また、今年度の手当の引き上げ分につきましては、給料表の引き上げ分と合わせて差額計算を行い、1月上旬に支給する予定でございます。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

小山委員 民間の給与は全体として5%程度上がっておりますが、教職員の給与も同程度上がるものでしょうか。

教職員給与課長 今回の改定で、教職員全体として、給与と賞与を合わせて24万5千円程度の引き上げになります。改定後の年収が700万円程度ですので、3.3%～3.4%程度の引き上げでございます。

堀田委員 勤勉手当は、成績を基に算出されるものなのでしょうか。その成績率の上限を引き上げるということですか。

教職員給与課長 人事委員会において、標準の支給割合を民間に合わせて勧告しております。規定では、全職員に標準の支給割合で支給した場合の総額の範囲内で、成績率を定め、人事評価の結果に応じて配分することとなっております。今回は、民間に合わせて最も上の成績率の上限を0.05月分引き上げるものでございます。

堀田委員 人事評価の成績が良かった方にプラスして、悪かった方からマイナスして全体の調整を行うということですね。どの程度の差が出るのでしょうか。

教職員給与課長 成績率は、上から「特に優秀」、「優秀」、「標準」とあり、0.03月ずつの差があります。

竹居教育長 それでは議案第80号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第82号 令和7年度全国学力・学習状況調査について

竹居教育長 続いて、議案第82号について、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長 議案書の別冊3を御覧ください。
議案第82号「令和7年度全国学力・学習状況調査について」御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

1「調査の目的」は、3点ございます。教育施策の検証及び改善、学習指導の充実や学習状況の改善、教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立、でございます。

2に「調査の名称」が示しております。

3「調査の対象」は、小学校第6学年の児童と中学校第3学年の生徒です。

4「調査事項」について御説明いたします。

(1)「児童生徒に関する調査」は、「教科に関する調査」と「質問調査」が行われます。

そのうち「教科に関する調査」は、国語、算数・数学、理科の3教科で実施されます。

前回令和4年度に実施をいたしました中学校理科のみ、生徒用学習端末を用いたC B T方式で、それ以外の教科は冊子を用いた筆記方式で実施されます。また、「質問調査」は、児童生徒を対象にC B T方式で実施いたします「児童生徒質問調査」と、オンライン方式で学校を対象に実施いたします「学校質問紙調査」がございます。

(2)「調査実施日」でございますが、中学校理科を除く「教科に関する調査」が、令和7年4月17日木曜日に予定されております。中学校理科と児童生徒対象の質問調査につきましては、令和7年4月14日月曜日から17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日に実施されます。

本市におきましては、この全国学力・学習状況調査に、平成19年度の第1回調査以来、全ての調査に参加しております。調査に参加することにより、児童生徒の学力・学習状況を詳細に把握することができ、成果と課題が客観的、かつ具体的に明らかになります。また、教育委員会や各学校におきまして、学習指導方法の工夫改善等につながり、教育効果は大きいと考えております。したがって、本市といたしましては、令和7年度全国学力・学習状況調査に参加することを御提案させていただきます。

詳細は、別冊3の5ページ以降の「令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」及び、7ページ以降の「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を御覧ください。

以上でございます。

竹居教育長 昨年度と大きく違う点について説明をお願いします。

教育研究所長 理科の調査が加わる点でございます。こちらは、小・中学校ともに3年に1回の実施となっております。また、中学校の理科のみ、CBT方式で実施する点も異なっております。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 質問調査の項目は毎年同じでしょうか。

教育研究所長 今年度は、1人1台端末を使用した学習の状況はどうか、といった項目が増えるなど、毎年1、2問程度の変更はあります。

竹居教育長 国においても指標として使用する関係で、多少の変更はあります。本市として、経年で変化を追いたい場合には、本市が実施する学習状況調査において質問項目を加えることも可能です。

小山委員 自治体によっては参加しない場合もあるのでしょうか。

教育研究所長 参加していない自治体はない、と聞いております。

伊藤委員 普段学習している内容ではなく、文科省の指定した問題を使って実施するのでしょうか。

教育研究所長 文科省から指定された問題が、MEXCBT（メクビット）という問題登録システムに登録され、それを解いていくものです。

伊藤委員 子どもたちには調査を実施していることを伝えたいで行うのでしょうか。

教育研究所長 調査を行う旨を伝えて、実施いたします。

堀田委員 中学校理科は4日間の中で実施するようですが、学校によって日程が違ふことで、先に行った生徒から問題が流出する可能性があると思うのですが、いかがでしょうか。

教育研究所長 それぞれ異なる問題で実施いたします。異なる問題であっても、難易度によってスコアを調整できるIRT方式によって採点を行うものと聞いております。

竹居教育長 後日実施の場合は学校外での実施も可、とありますが、この点についての説明をお願いします。

教育研究所長 IRT方式の採点により、学校外、つまり自宅等での実施も行えるというものでございます。

竹居教育長 それでは議案第82号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第82号は原案のとおり可決されました。

その他 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、「その他」について事務局から説明をお願いします。

おいしい給食サポート課長 それでは、「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明させていただきます。

別冊資料4の2ページを御覧ください。

「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則」は、市の予算となる学校給食費の額を定めていることか

ら、市長規則で定めているため、教育委員会に対しては議案提出ではなく報告を行うものです。

児童生徒に対して、質や量を保った学校給食を提供するため、学校給食用食材の物価高支援を12月の追加補正議案を上程いたしました。

本支援は、国の重点支援地方交付金を活用して行うものであり、支援対象は保護者となっております。学校給食を喫食する教職員等につきましては、支援の対象外となることから、令和7年1月分から学校給食費の徴収額を増額するため、所要の改正を行うものです。

改正の詳細につきましては、表のとおり、給食1食あたりの金額は、小学校が291円から309円へ、中学校・中等教育学校が356円から376円へ、特別支援学校が394円から414円となります。

なお、児童生徒につきましては、一番上の制定附則により、現在の徴収額に据え置きとなり、給食1食あたりの金額は、小学校260円、中学校・中等教育学校が317円、特別支援学校の小学部が314円、特別支援学校の中学部・高等部が355円となります。

最後に、3ページを御覧ください。

一番下にある改正附則第3項は、学校や学年等により、12月分までの給食回数と1月分からの給食回数が異なることから、喫食月の実績に応じた金額で徴収できるように規定しているものでございます。

施行日は令和7年1月1日となります。

なお、徴収金額につきまして、早急に周知を行う必要があることから、12月25日に公布いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

伊藤委員 周知について、学校から各家庭へお知らせするのでしょうか。

おいしい給食サポート課長 各学校へは、12月23日付でおいしい給食サポート課長から各学校長あてに通知を行っております。各家庭への周知はまだ行っておりませんが、価格改定があっても保護者負担は据え置きになる点について、どのようにお知らせするか検討してまいります。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入れ替えを行います。準備ができ次第再開いたします。

報告第 11 号 さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長 それでは再開いたします。報告第 11 号について事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第 11 号「さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

議案書は別冊 2 の 7 ページから 14 ページ、資料は 15 ページとなります。

この報告は、当該改正条例を令和 7 年 2 月議会に提出するにあたり、教育長が臨時代理したものでございます。

今回の刑法改正を起因とする市の改正条例については、庁内の法務担当課が一括して地方検察庁と協議を行いながら令和 7 年 2 月議会での提出に向けて準備を進めてまいりました。12 月 13 日に地方検察庁との協議を終えたことについて法務担当課に確認が取れましたので、他部局の改正条例と併せて 12 月 18 日開催の法規審査委員会にて審議を行うこととなりましたが、同日までに教育委員会として改正条例提出について意思決定をする必要がありましたので、会議を招集するいとまがないことにより教育長が臨時代理したものでございます。

それでは、15 ページの資料に沿って御説明いたします。

まず、1 の概要ですが、本議案は、①の刑法、②の国立大学法人法、③の日本電信電話株式会社法、いわゆる NTT 法でございますが、条例の規定に係る 3 つの法の改正法の施行に伴い、教職員の退職手当条例を改正するものでございます。

はじめに、①の「刑法等一部を改正する法律」等の施行に伴う規定の整備でございます。

この改正法の主な内容は、「懲役」、「禁錮」の廃止、「拘禁刑」の創設でございます。

新旧対照表を御覧ください。

改正法の施行に伴い、教職員退職手当条例上で、「禁錮」と規定している箇所を「拘禁刑」とする改正を行うものでございます。

なお、改正法における当該規定の施行日は、政令で令和 7 年 6 月 1 日とされております。

続きまして、②の国立大学法人法の一部を改正する法律、③の日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備でございます。

これらの法の改正におきまして、条数の変更や文言整理等が行われております。

下段の新旧対照表を御覧ください。

これらの法の改正により、教職員退職手当条例で参照している条数の変更や定義の引用などの文言整理を行うため、規定の整備を行うものでございます。

なお、当該法の一部には、施行日が過去のものがございますが、教職員退職手当条例の適用上は影響がございませんので、市長部局と同様に、今回の刑法等の改正と併せて改正するものでございます。

2の施行期日でございます。刑法等の改正に伴う規定の整備は、令和7年6月1日、それ以外の規定の整備は公布の日とするものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

小山委員 国立大学法人法と日本電信電話株式会社等に関する法律は、教職員の給与にどのように関係するのでしょうか。

教職員給与課長 いずれの法律も、直接退職手当に影響はありません。退職手当の算定期間となる、在職期間の通算の特例を定めておりますが、この中で、例えばN T Tですと、民営化前の旧日本電信電話公社の職員は国家公務員の退職手当法の適用対象とされております。民営化以降も、公社の在職期間については公務員の退職手当の算定上の在職期間として通算する、という規定がN T T法を引用しております。今回、N T T法の条文改正に合わせて、条例も文言整理のために改正するものでございます。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。
ここで事務局の入れ替えを行います。準備ができ次第再開いたします。

報告第14号 和解について

<非公開案件につき内容は省略>

報告第 15 号 さいたま市教職員の人事について
 <非公開案件につき内容は省略>

報告第 16 号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
 <非公開案件につき内容は省略>

議案第 81 号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱及び任命
 について
 <非公開案件につき内容は省略>
 <議案は原案どおり可決>

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
 これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 3 時 25 分